第6号様式（第13条関係）

|  |
| --- |
| 特別利用許可証　　　　　　　殿椎葉民俗芸能博物館　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日付で申請のあった資料の特別利用は、下記の条件のもとに許可します。記 |
| 利用の目的 |  |
| 利用日時 |  |
| 利用の方法 | 熟覧・実測・拓本・模写・構造・撮影 |
| 資料の名称 | 点数 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 備考1　この許可証は、資料の特別利用を受ける際、当椎葉民俗芸能博物館に指示してください。2　特別利用に伴う一切の費用は、特別利用を受けた者が負担すること。 |
| 条件1　特別利用を受けた者（以下「利用者」という。）は、特別利用を受けた資料（以下「特別利用資料」という。）を善良なる管理者の注意を持って管理すること。2　利用者は、特別利用資料を故意又は過失により、汚損、破損又は亡失したときは、その修理又は補充に要する費用を負担すること。3　利用者は、特別利用資料を本書記載事項以外の目的に使用しないこと。4　前各号に定めるほか、当博物館職員の指示に従うこと。 |